

労働組合法立法史料研究(条文史料篇)

<労働関係法令立法史料研究会>

労働組合法立法史料研究（条文史料篇）
＜労働関係法令立法史料研究会＞

ま え が き

労働組合法は、第二次大戦終戦直後の昭和20年10月11日に占領軍司令官マッカーサー元帥が幣原喜重郎首相に日本民主化の5大改革のひとつとして提示した「労働組合結成の促進」に応じて、同年12月に制定された。この昭和20年労働組合法は、厚生省の中に設置された労務法制審議委員会において、占領軍の介入を受けずに起草されたものであるが、昭和24年に総司令部の意向により改正が加えられた。

本報告書は、厚生労働省に保管されているのが発見された昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）および昭和24年改正労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の成立過程の史料を、史料それ自体として整理し、とりまとめている。この史料のとりまとめについては、労働法研究者による労働関係法令立法史料研究会（座長・渡辺章筑波大学名誉教授）が上記のように発見された立法にかかる原史料を網羅・復元し、時系列にしたがって整理するという作業を行った。本報告書は、このようにして復元・整理された労働組合法制定過程の史料を、労働立法政策研究における有用性に鑑み、労働政策に関する有益な情報収集の成果である「国内労働情報」として刊行するものである。

労働組合法の立法過程について、本条文史料篇に掲載されている原史料などを分析した「解題篇」は、同じく「国内労働情報」として刊行されている。本史料が、関係各方面で広く活用され、労働組合法のより深い理解につながることを願うものである。

2014年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

条文史料篇刊行に当たって

一 私たち労働関係法令立法史料研究会は、2010年～2012年度の3年間に公益財団法人労働問題リサーチセンターから「労働関係法令の立法史料研究(労働組合法関係)」の調査研究の委託を受け、2013年4月共同研究報告書を提出した。この調査研究は、昭和20年労働組合法(昭和20年12月22日法律第51号)およびその改正法である現行の昭和24年労働組合法(昭和24年6月1日法律第174号)の素になった法案の起草に関係する史料が、厚生労働省審議官室の書棚に保管されていることが長い期間をかけた探索の結果判明し、それを閲覧し得たことによって可能になった。このことは、上記報告書の冒頭に記したので詳細は繰り返さないが、私たちが以前から様々なつてを通じて厚生労働省に照会を試みたものの、そのような史料の所在は確認されないとの回答しか得られず、10年以上も悔しい思いをしていたこと、および、菅野和夫東京大学名誉教授・中央労働委員会会長(当時)、廣見和夫労働問題リサーチセンター理事長(当時)のお二人の惜しみないご尽力により、2010年4月28日にようやく、われわれのうちの一人が上記史料を実際に手にとって確認し、復元のために一時お借りすることができたことを、ここに記しておきたい。

二 公益財団法人労働問題リサーチセンターにより公表された報告書『労働関係法令の立法史料研究(労働組合法関係)』は、20年労働組合法および24年労働組合法(24年労働組合法については総則・刑事免責、労働組合・民刑事免責、団体交渉、不当労働行為、労働協約、労働委員会および雑則・罰則・附則に7区分)し、8名のメンバーがそれぞれ受け持ち、政府提出法案確定まで(20年労働組合法は帝国議会の審議と成立までの推移、変遷の跡をたどって解題を施している。

戦後労働組合法の成立過程については、すでに優れた先行研究が少なからず存在している。20年労働組合法および24年労働組合法ともに、その成立までの道のりは決して平坦なものではなく、敗戦後の荒廃した経済情勢と労働者の逼迫する生活が背後にある激しい労働攻勢を目前にして行われた。特に24年労働組合法は、草案の内容がめまぐるしく変転し、連合国軍最高司令部(GHQ)経済科学局労働課の強力な関与を受けつつ数次にわたり書き直されたことが知られている。しかし、今日までそれら労働組合法草案そのものの正確な内容、全貌が十分に明らかにされているとは言えない。先の報告書に取りかかっていた当時の私たちにとって、そのような全史料を網羅し、正しく復元し、時系列にしたがって整理する作業にはなお幾ばくかの時間が必要であり、さまざまな事情のため、解題篇と同時期にこれを公表することができなかった。

三 此処にこの点を少しだけ述べておくことにしよう。20年労働組合法は労務法制審議委員会において5回の審議を重ねて第1次から第3次草案が起草され、それを基に同委員会委員のなかから会長の指名する少人数の「整理委員会」が検討を重ねて規定文言を練り、芦田均厚生大臣宛てに「答申案」を起草している。政府は、答申案をさら

に重ねて練り直し、第89回帝国議会へ提出する政府案を作成した（政府提出の労働組合法案は無修正で成立）。このように、20年労働組合法は最終段階の法案にたどり着くまで5回書き直された。

また、24年労働組合法はGHQが昭和24年1月4日、5日の両日3度にわたり日本政府宛に行った労働組合法改正に向けた勧告を直接の端緒にしている。政府は同勧告を受けて、労働省内に「準備委員会」（後に起草委員会）を置き、政府法案を昭和24年4月28日第5回特別国会に提出するまでの間に、法案全体としては13回書き直した（これらに加え、法案の一部についてさらに数度の書き直しが行われている）。第1次草案（同年1月9日付）から第12次草案（史料原本に「一九四九、四、二一」との手書きの書き込みがある）および国会提出法案までの約3ヵ月半の間のことである。草案の書き直しには、その都度それなりの重い意味があり、特に第8次案の起草によって公聴会を経たそれまでの法案が根本的に見直され、労使関係政策の大転換が行われたことも明らかになっている。

四 私たちは、独立行政法人労働政策研究・研修機構の深いご理解によって、本書を世に出すことができたことに大きな喜びを感じている。日本の労働組合法研究において、はじめてその立法にかかる原史料を網羅し、成立過程に即して一覧することが可能になったことを思うと感慨を新たにす。私たちは、現代の労使関係法の課題を的確に把握し、雇用と労使関係の未来を見つめ、まっとうな法解釈理論を構成するためにも立法史料の丹念な検証を欠くことはできないと信ずる。先の共同研究報告書のはしがきにも記したように、目先の事例を追いかけてあれこれ議論するばかりでは、あるいは澱のように集積していく裁判例や命令を精緻に分析することを通じて、決定的に欠けるものがあるのである。労使関係の実務に携わる方々、労働法学の研究者の方々に広く本書が繙かれ、活用されることを願ってやまない。

五 私たちが閲覧できた厚生労働省審議官室保管の立法史料は7分冊に分けて綴じられていた。私たちはそれを「簿冊」と呼び①～⑦の番号を付した。20年労働組合法は簿冊①、簿冊②にすべて綴じられている。24年労働組合法のそれは簿冊⑦に綴じられている（他の簿冊に綴じられている史料を含めて、その一覧は公益財団法人労働問題リサーチセンター公表の先の報告書に記載してある）。

前言したように、GHQの勧告を受け、昭和24年労働組合法が成立するまでの間、労働組合法草案（あるときは、その一部分）は、第1次草案から第12次草案と国会提出法案まで13回起草されたのであるが、24年労働組合法についてはその史料の全部が簿冊⑦に綴じ込まれていたわけではない。24年労働組合法の成立過程に関する詳細で緻密な先行研究に助けられて、私たちは簿冊⑦に綴じられていない草案であって、他に存在することが確かなことと思われる史料を確定し、探索し、収集することが必要にして不可欠な作業だという認識を研究開始の早い段階で一致してもらった。このようにして、国立国会図書館「佐藤達夫文書」から第1次案、第7次案の一部（日本政府からGHQへの提出法案）、第8次案、第9次案および国会提出法案を収集している。東京大

学社会科学研究所「松岡三郎教授資料」からは第2次案を収集している。また、国立国会図書館の“Trade Union Law”マイクロフィッシュ（略称・TUL file）から第10次案の一部（英文）として残されているものを収集している。すなわち、簿冊⑦に綴じ込まれていた史料は、3度にわたるGHQからの勧告のほか、第2次案一部修正案（2つ）、第3次案（日本政府からGHQへの第1回提出法案）、第4次案とその一部修正案、第5次案（労働省試案、公聴会資料）、第6次案、第11次案（GHQ労働課の最終指示を反映した草案）、第12次案である。

なお、簿冊⑦に綴じ込まれていた史料には、佐藤達夫文書、松岡三郎教授資料等既に知られている史料に含まれているものと同一の複写物と思われるものが一部含まれている（同一の複写物であっても、手書きの書き込みには相違がみられるものもあり、それぞれに参照価値のあるものも存在する）。そのような場合、本書（条文史料篇）では、一に記した経緯を踏まえ、これら他史料にも存在が確認されている労働組合法草案については、簿冊⑦に綴じ込まれている史料を底本として収録している。

簿冊⑦に残されていた立法史料以外の以上の史料の探索、収集の労は研究会メンバーの竹内（奥野）寿准教授がすべてとって下さった。同准教授を私たちの研究会メンバーに迎えたことは実に幸いなことであった。本書（条文史料篇）の完成は、同君のこのような惜しみない努力があつてはじめて可能になったことを此処に記しておきたい。

六 本書（条文史料篇）に引き続いて刊行する予定の解題篇は、公益財団法人労働問題リサーチセンターへの報告書を基に、執筆を分担したメンバーが各自再度見直し、分担者において必要な補正を施している。

最後になったが、山口浩一郎先生（前独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）には本書の刊行の企画の実現に強い熱意を示されご努力をいただいた。菅野和夫先生（独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）には立法史料の探索から本書刊行にいたるまで終始この研究を支えていただいた。衷心より感謝を申し上げたい。独立行政法人労働政策研究・研修機構理事の野村孝太郎氏には本書刊行の企画を具体的、実務的に進めていただき、同機構の荻野登氏、遠藤彰氏には入念な編集をともに丹念に担当していただいた。私たち一同は、これら関係者の皆様のお陰で未開拓の多い沃野を涉猟することができた。心よりお礼を申し上げたい。なお、不十分な点多々あるであろうが、今は読者の忌憚のないご批判をいただいて将来を期するほかないと思うのである。

2014年5月

労働関係法令立法史料研究会
座長 渡 辺 章

労働関係法令立法史料研究会 一同（五十音順）

竹内（奥野） 寿（早稲田大学法学学術院准教授）

土田 道夫（同志社大学法学部・法学研究科教授）

富永 晃一（上智大学法学部准教授）

中窪 裕也（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

野川 忍（明治大学法科大学院法務研究科教授）

野田 進（九州大学大学院法学研究院教授）

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）

渡辺 章（筑波大学名誉教授）

目 次

I	昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）	1
	1. 第3回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月15日）＝第1次案（1）	
	2. 第4回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月19日）＝第2次案（4）	
	3. 第5回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月21日）＝第3次案（8）	
	4. 答申案（昭和20年11月24日）（13）	
	5. 国会提出法案（昭和20年12月10日）（18）	
	6. 正文（昭和20年12月22日）（18）	
	7. 労働組合法施行令（昭和21年2月27日）（23）	
II	GHQ勸告	28
	1. 日本国労働法改正案（第1回勸告）（昭和24年1月4日）＝GHQ勸告第1回（28）	
	2. 労働法改正提案概要（第2回勸告）（昭和24年1月4日）＝GHQ勸告第2回（39）	
	3. 主題 日本の労働法改正に関する主要な勸告（昭和24年1月5日）＝GHQ勸告第3回（49）	
III	昭和24年労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）	53
	1. 労働組合法を改正する法律案（昭和24年1月9日、労働法規課）＝第1次案（53）	
	2. 労働組合法を改正する法律案（昭和24年1月10日、労働省労政局）＝第2次案（64）	
	3. 別案 第6章労働委員会（昭和24年1月12日）＝第2次案一部修正案その1（79）	
	4. 第6章労働委員会・第7章雑則（昭和24年1月14日）＝第2次案一部修正案その2（83）	
	5. 労働組合法を改正する法律（案）（第一回GHQ提出案）＝第3次案（88）	
	6. 労働組合法を改正する法律（昭和24年1月29日、労政局案）＝第4次案（100）	
	7. 第6章労働委員会（修正案）（昭和24年2月5日、労働法規課）＝第4次案一部修正案（123）	
	8. 労働組合法を改正する法律案（労働省試案）（昭和24年2月13日）＝第5次案（126）	
	9. 労働組合法を改正する法律（昭和24年3月18日、労政局案）＝第6次案（142）	
	10. 第7次案（部分）（168）	

11. 3月24日委員会案と試案との相違点に関する理由書（昭和24年3月24日、労働省労政局）（170）
12. 第8次案（昭和24年3月30日？）（173）
13. 労働組合法の改正に対する勧告（昭和24年4月5日）＝第9次案（177）
14. 第10次案（英文、部分）（182）
15. 労働組合法（昭和24年4月14日）＝第11次案（190）
16. 労働組合法を改正する法律（昭和24年4月21日）＝第12次案（201）
17. 労働組合法案修正案（211）
18. 労働組合法案＝国会提出法案（212）
19. 正文（昭和24年6月1日）（224）
20. 労働組合法施行令（昭和24年6月29日）（233）

凡 例

1. 本史料集に収録した史料は、2013年12月までに収集したものである。史料の出所は、各史料の見出しの後に注記した。各史料の詳細は、『労働組合法立法史料研究（解題篇）』を参照されたい。
2. 昭和24年労働組合法草案について、漢字を新字体で統一したほかは、明らかな誤記以外は訂正せず原典通りとした。判読不能の文字は□で表した。
3. 昭和24年労働組合法草案の条文の修正は、削除箇所をアンダーラインで、追加箇所を【 】で記した。
4. その他の書込み等は、「編注」として注記した。